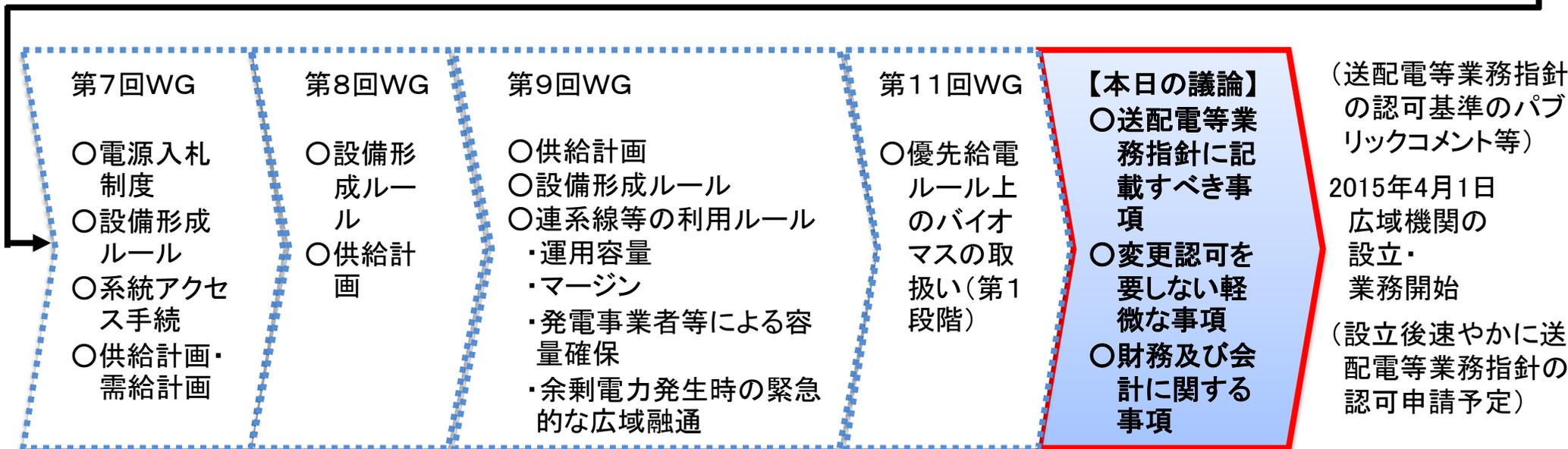
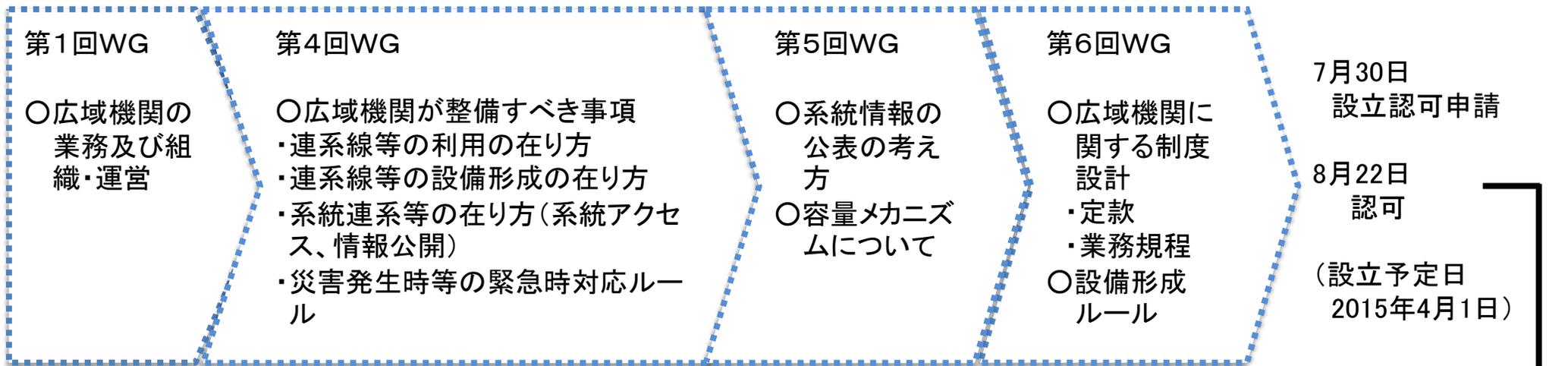


第12回 制度設計ワーキンググループ  
事務局提出資料  
～広域的運営推進機関に関する制度設計(第1段階)について～

---

平成27年1月22日(木)

- これまで、広域機関については、本WGでも累次の議論を行い、第6回WGにおいて、その設立申請に必要な定款及び業務規程の考え方を整理。
- これまでの議論を踏まえ、送配電等業務指針等に記載すべき内容の全体像を整理する。



# 第1段階における送配電等業務指針の構成

電気事業法第28条の45	送配電等業務指針の構成	備考
<p>一 一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項</p>	<p>(1) 流通設備形成</p> <p>①広域機関が策定する、広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した、長期方針(広域系統長期方針)の内容に関する事項</p> <p>②広域系統長期方針の策定等に関する事項</p> <p>③一般電気事業者及び卸電気事業者による送配電網の増強に関する事項</p> <p>④広域機関が策定する広域連系系統の整備に関する個別計画(広域系統整備計画)の内容に関する事項</p> <p>⑤広域系統整備計画の策定等に関する事項</p> <p>⑥広域系統整備計画の検討の開始に関する事項</p> <p>⑦電気供給事業者による広域系統整備計画の策定プロセスの開始の提起に関する事項</p> <p>⑧広域系統整備計画の検討の進め方に関する事項</p> <p>⑨その他流通設備形成の指針とすべき事項</p>	<p>○第1、4、6、7、8、9回WGで議論。</p> <p>○広域機関が広域連系系統に関する長期方針及び整備計画を作成する旨は、業務規程に規定済。</p>
<p>二 発電用の電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項</p>	<p>(2) 系統アクセス</p> <p>①系統アクセス業務の標準的な業務フローに関する事項</p> <p>②系統アクセス業務の窓口に関する事項</p> <p>③系統情報の公表に関する事項</p> <p>④事前相談の受付に関する事項</p> <p>⑤接続検討の受付に関する事項</p> <p>⑥契約申込の受付に関する事項</p> <p>⑦事前相談・接続検討に係る広域機関への申込みに関する事項</p> <p>⑧広域機関における系統アクセス受付案件への一般電気事業者の対応に関する事項</p> <p>⑨一般電気事業者と広域機関の間の系統アクセス業務に係る情報の共有に関する事項</p> <p>⑩広域機関による系統アクセス業務の情報の取りまとめ及び公表に関する事項</p> <p>⑪系統アクセスに伴う広域連系系統に係る送変電設備の増強・公募に関する事項</p> <p>⑫系統アクセスに伴う広域連系系統を除く送変電設備の増強・公募に関する事項</p> <p>⑬系統アクセスに係る技術的事項</p> <p>⑭その他系統アクセス業務の指針とすべき事項</p>	<p>○第1、4、7回WGで議論。</p> <p>○広域機関が系統アクセスの受付の受付業務を行う旨は、業務規程に規定済。</p> <p>○系統アクセスに伴う送変電設備(電源線を含む。)の増強に係る公募業務については、業務規程への追加記載が必要。</p>
<p>三 その他経済産業省令で定める事項</p> <p>受電用の設備と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項</p> <p>卸電気事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項</p>	<p>(2) 系統アクセス(上記の続き)</p> <p>⑬アクセスに係る技術的事項</p> <p>上記(1)に準ずる。</p>	<p>○技術的事項を整理。</p> <p>○上記(1)に準ずる。</p>

電気事業法第28条の45	送配電等業務指針の構成	備考
<p>三 その他経済産業省令で定める事項</p> <p>一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行う電気の供給及び発電用の電気工作物の設置についての計画に関する事項</p> <p>一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に関する事項</p> <p>一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の情報公開に関する事項その他の送配電等業務の実施に関する事項</p>	<p>(3) 計画業務</p> <p>①需要想定に関する事項</p> <p>②供給力の量に係る供給信頼度の確保に関する事項</p> <p>③供給力の質に係る供給信頼度の確保に関する事項</p> <p>④適切な設備形成の確保に関する事項</p> <p>⑤その他計画業務に関する事項</p> <p>(4) 系統運用</p> <p>①需給計画に関する事項</p> <p>②系統運用に必要となる調整力の確保に関する事項</p> <p>③送配電設備の作業停止計画の調整に関する事項</p> <p>④連系線の運用に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用容量の算定に係る事項</li> <li>・マージンの算定に係る事項</li> <li>・容量確保に係る事項</li> </ul> <p>⑤優先給電ルールに関する事項</p> <p>⑥緊急時対応に関する事項</p> <p>⑦その他運用業務に関する事項</p> <p>(5) 情報公開等</p> <p>①一般電気事業者による系統情報公開に関する事項</p> <p>②広域機関による情報公開に関する事項</p>	<p>○供給計画・需給計画については、第1、2、7、8、9回WGで議論。</p> <p>○調整力については、第3、4、7、8、10回WGで議論。</p> <p>○供計ガイドラインにおいてより詳細を規定予定。</p> <p>○電源入札は第二段階。</p> <p>○調整力の確保については、第3、4、7、8、10回WGで議論。</p> <p>○連系線の運用については、第1、3、4、9回WGで議論。</p> <p>○作業停止計画の調整については、第1回WGで議論。</p> <p>○優先給電指令については、第11回WGで議。</p> <p>○情報公開については、第4、5回WGで議論。</p> <p>○「系統情報の公表の考え方」(平成26年3月改定、資源エネルギー庁)を公表。</p>

## 論点1：送配電等業務指針に記載すべき事項

- (1) 一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項(卸電気事業者も準用。以下、「流通設備形成」という。)
- (2) 発電用の電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項(需要側も含む。以下、「システムアクセス」という。)
- (3) 一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行う電気の供給並びに発電用の電気工作物の設置及び運用についての計画に関する事項(以下、「計画業務」という。)
- (4) 一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に関する事項(以下、「運用業務」という。)
- (5) 一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の情報公開に関する事項その他の送配電等業務の実施に関する事項(以下、「情報公開等」という。)

## 論点2：送配電等業務指針の変更認可を要しない軽微な事項について

## 論点3：広域機関の財務及び会計に関する事項について

## 論点1：送配電等業務指針に記載すべき事項

- (1) 流通設備形成
- (2) 系統アクセス
- (3) 計画業務
- (4) 運用業務
- (5) 情報公開等

論点2：送配電等業務指針の変更認可を要しない軽微な事項について

論点3：広域機関の財務及び会計に関する事項について

## 送配電等業務指針等に記載すべき事項

## (参考)発起人が策定した業務規程

(1) 広域機関が策定する全国大での広域連系系統(地域間連系線及び地内基幹送電線(※))の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針(以下「長期方針」という。)には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならないこととする旨  
(→第8回WGにて議論。参考資料5・6頁参照。)

(※)使用電圧が250キロボルト以上のもの及び最上位電圧から2階級までのもの。ただし、供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満の場合は最上位電圧のみ。

- ① 以下の事項を含む「広域連系系統整備の基本的な考え方」
  - イ 我が国全体における将来の電気の需給に関する事項
  - ロ 我が国全体における将来の広域連系系統の在り方に関する事項
  
- ② 以下の事項を含む「広域連系系統整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項」
  - イ 上記①イの検討に際し留意すべき事項
    - ・前年度までの電気の需給の状況
    - ・社会的経済的事情の変動を踏まえた電気の需給の見通し
    - ・一般電気事業者の供給区域の特性
  - ロ 上記①ロの検討に際し留意すべき事項
    - ・広域的取引の環境整備の見通し
    - ・大規模災害等の発生時における供給信頼度
    - ・一般電気事業者の供給区域の特性
    - ・流通設備の経年情報や技術開発の進展等の技術的情報

- 第29条 本機関は、広域運用の観点から、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針(以下「広域系統長期方針」という。)を策定し公表する。また、広域系統長期方針については、状況変化を適切に反映できるよう定期的に見直しを行う。
- 2 本機関は、広域系統長期方針の策定及び見直しに当たり、専門的な知見を有する有識者及び需要家等も含む委員会(以下「広域系統整備委員会」という。)を設置し、設備の経年情報等を踏まえた検討を行う。

## 送配電等業務指針等に記載すべき事項

### (2) 長期方針の策定及び改定に関する次に掲げる事項

- ① 長期方針は、透明なプロセスで作成し、策定後直ちに公表されるべきものであること
- ② 長期方針は、少なくとも数年ごとに改定するものであること
- ③ 長期方針の不定期な改定について、具体的な方法を定めていること
- ④ 長期方針は、国における審議及び広域機関自身の調査分析の結果を踏まえて策定するものであること
- ⑤ 長期方針は、10年を超える長期を見通して、日本全国のあるべき系統の姿を示すとともに、その実現に向けた考え方を示すものであること
- ⑥ 電気事業者等の意見や海外諸国の関係機関との意見交換を踏まえた検討を行うこと

### (3) 一般電気事業者及び卸電気事業者は、広域機関が定める長期方針を基礎としつつ、少なくとも次に掲げる事項の蓋然性を総合的に勘案して、送配電網の増強計画を策定しなければならない旨

- ① 需要の見通し(節電、ダイヤモンドリスパンスの動向を含む。)
- ② 電源開発計画
- ③ 流通設備の更新計画
- ④ 系統アクセスの状況
- ⑤ 地内送電線における、電源の連系制約が発生している地域の状況
- ⑥ 地域間連系線の運用容量に制約を与えている地内送電線の状況

送配電等業務指針等に記載すべき事項	(参考)発起人が策定した業務規程
<p>(4) 広域機関が策定する広域系統整備計画には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならないこととする旨 (→第8回WGにて議論。参考資料7頁参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 増強の必要性、代替案との比較の考え方</li> <li>② 増強する送電容量の考え方</li> <li>③ 増強方法(既設増強、新設、概略ルート)の考え方</li> <li>④ 概算工事費の考え方</li> <li>⑤ 増強の完了時期</li> <li>⑥ 広域連系系統に係る建設、維持及び運用の実施方策の案(以下「実施案」という。)及びこれを実施する事業者(以下「事業実施主体」という。)の選定結果</li> <li>⑦ 受益者に関する考え方</li> <li>⑧ 費用負担割合に関する考え方及び費用負担割合</li> </ul> <p>(5) 広域系統整備計画の策定及び実施に関する次に掲げる事項 (→第8回WGにて議論。参考資料7頁参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国における審議等を踏まえた、広域系統整備計画の策定に当たる標準検討期間</li> <li>② 広域系統整備計画を策定した場合の定期的なフォローアップの方法</li> <li>③ 広域系統整備計画に係る一般電気事業者又は卸電気事業者は、定期的に、広域機関に対し、当該計画の進捗の確認に必要な情報として、広域機関が定める情報を、提出しなければならないこと</li> </ul>	<p>第30条 本機関は、広域系統長期方針、既設設備の状況、その更新計画等の実態も踏まえ、広域運用の観点からの広域連系系統の整備(以下「広域系統整備」という。)に関する個別計画(以下「広域系統整備計画」という。)を策定する。</p> <p>2 本機関は、広域系統整備計画の策定に当たり、広域系統整備委員会において、第32条から第35条に定める手続(以下「計画策定プロセス」という。)により検討、評価等を行う。</p>

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考) 発起人が策定した業務規程

(6) 広域機関は、以下の要件を満たす場合には、広域系統整備計画策定プロセス(以下、「計画策定プロセス」という。)を開始しなければならない旨(→第8回WGにて議論。参考資料7~10頁参照。)

- ① 国からの広域系統整備に関する検討の要請があった場合
- ② 広域機関が、以下の観点から、計画策定プロセスの開始が必要であると認める場合

イ 安定供給の観点

- ・複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、このことにより一般電気事業者の供給予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、地域間連系線が運用容量まで使用されたにも関わらず供給支障が発生した場合
- ・発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、電力の安定供給を確保する必要があると認められる場合

ロ 広域的取引の環境整備の観点

- ・本指針において予め定める定量的な要件に照らして、地域間連系線の空容量その他の利用状況を確認し、検討開始の必要があると認められる場合
- ・本指針において予め定める定量的な要件に照らして、市場分断の発生その他の電力市場取引の実績を確認し、検討開始の必要があると認められる場合

- ・本指針において予め定める定量的な要件に照らして、地内基幹送電線(※)に係る運用容量、ピーク時又はオフピーク時の潮流状況の調査による出力制限の状況を勘案し、検討開始の必要があると認められる場合

(※) 使用電圧が250キロボルト以上のもの及び最上位電圧から2階級までのもの。ただし、供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満の場合は最上位電圧のみ。

- ・本指針において予め定める定量的な要件に照らして、過去の計画策定プロセスで実現しなかった地域間連系線等の増強計画その他の過去の実績を確認し、検討開始の必要があると認められる場合

第31条 本機関は、第24条第2項により必要と認める場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合、計画策定プロセスを開始する。

一 本機関が、次のア又はイの観点から送配電等業務指針で定める検討開始要件に適合すると認めたとき

ア 安定供給 大規模災害等の場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点

イ 広域的取引の環境整備 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系系統の混雑(第62条第1項に定めるもの。以下、本条において同じ。)等を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点

二 電気供給事業者より、次のアからウのいずれかの観点から、広域系統整備に関する提起があったとき

ア 安定供給 大規模災害等の場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点

イ 広域的取引の環境整備 個別の広域的な電力取引に起因する広域連系系統の混雑等を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点

ウ 電源設置 特定の電源の設置に起因した広域的な電力取引の観点(電源を設置する電気供給事業者又は当該電源から供給を受ける者からの提起の場合に限る。)

三 国から広域系統整備に関する検討の要請を受けたとき

2 本機関は、検討の対象となる電線路が地内基幹送電線であって、直接的には地域間連系線(以下「連系線」という。)の運用容量(送電線等の設備を損なうことなく、かつ送配電等業務指針に定める供給信頼度を確保した上で流すことができる電力の最大値をいう。以下同じ。)の算定や運用に影響を与えない電線路であるときは、計画策定プロセスの開始に先立ち、当該電線路の維持及び運用を行っている一般電気事業者たる会員に対して状況認識、対策の実施状況及び対策の可能性等の確認を行う。

## 送配電等業務指針等に記載すべき事項

- ③ 電気供給事業者より、下記(7)の観点からその必要性に関する提起があった場合であって、以下の要件を満たす場合
- イ 下記(7)①に基づく提起がなされた場合にあつては、上記②イと同様、安定供給の観点から必要性が認められる場合
  - ロ 下記(7)②又は③に基づく提起がなされた場合にあつては、以下の要件を満たす場合
    - ・提起者が希望する接続電力が広域機関が確認する追加的に送電することができる電力を超過し、その電力が一定規模(国における審議等を踏まえた規模。)以上である場合
    - ・提起者の費用負担の意思、及び、費用負担の意思を裏付ける財務的能力があると認められる場合
    - ・提起の対象となる電線路が、地内基幹送電線であつて、直接的には地域間連系線の運用容量の算定等に影響を与えない電線路である場合にあつては、広域機関が一般電気事業者に対して当該電線路に係る状況確認を行った上、当該一般電気事業者の当該電線路の設備形成計画では、提起された内容が実現できないと認められる場合

(7)電気供給事業者は、以下の要件を満たす場合、広域機関に対して、計画策定プロセスの開始を提起できることとする旨(→第8回WGにて議論。参考資料8頁参照。)

- ① 一般電気事業者が、安定供給の観点から必要であると認める場合
- ② 電気供給事業者が、新たに電源を設置することに伴い必要性が生ずる場合として、以下に該当する場合
  - イ 系統アクセスに係る接続検討を申し込み、その回答を得ていること(連系不可の回答を得ている場合を含む。)
  - ロ 設置する電源の規模の合計が一定規模(国における審議等を踏まえた規模。③において同じ。)以上であること(複数の電気供給事業者が共同で提案する場合を含む。)
  - ハ 当該電源を活用して、広域的な電力取引を行おうとする者であること
- ③ 電気供給事業者が、広域的な電力取引を希望する場合として、一定規模以上の電力の広域的な取引を拡大しようとする場合(複数の電気供給事業者が共同で提案する場合を含む。)

### 【業務規程に追記】

○広域機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合、当該要請に従って地域間連系線等に係る計画策定プロセスを開始する旨、及び、広域系統整備計画の取りまとめまでに要するスケジュールを経済産業省に報告し、公表する旨

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考)発起人が策定した業務規程

(8) 広域機関は、計画策定プロセスを次のとおり進めなければならない旨 (→ 第8・9回WGにて議論。参考資料7～12頁参照。)

① 上記(6)②又は③により計画策定プロセスを開始する場合にあっては、以下の内容を含む「計画策定プロセスの進め方」を定める。また、電気供給事業者からの提起をもって計画策定プロセスを開始した場合には、当該電気供給事業者に対し、その計画策定プロセスの進め方を書面で通知しなければならない。

イ 対象となる広域連系系統について、過去の検討結果又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照合結果

ロ 計画策定プロセスの継続の必要性

ハ 提起内容から想定される標準検討期間

② 計画策定プロセスの進め方を踏まえ、少なくとも以下の内容を含む「広域系統整備に係る基本要件」を定める。

イ 増強の目的及び期待される効果

ロ 必要な増強容量

ハ 概略ルート

ニ 工事期間

ホ 概算工事費

ヘ 今後のスケジュール

③ 広域系統整備に係る基本要件を検討するに際しては、要すれば提起者以外の特定負担者を募集し、受益者を特定した上で、当該特定負担者のニーズに応じた増強容量等を定める。

④ 実施案を募集するための公募要領(評価方法を含む。)を策定し、公募の上、実施案及び事業実施主体を決定する(ただし、既存設備の増強を行うことが最も合理的であることが明らかな場合その他募集を行う必要がない場合を除く。)

第32条 本機関は、第24条第2項並びに前条第1項第1号及び第2号により広域系統整備の計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会において、当該計画策定プロセスに係る案件と、過去に検討を行った案件又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照合等の確認を行い、当該計画策定プロセスの進め方を理事会において決定する。

2 本機関は、前項により計画策定プロセスの進め方を決定した案件又は前条第1項第3号により計画策定プロセスを開始した案件について、広域系統整備委員会において、代替的な方策との比較も行った上で、必要な増強容量、概略ルート、概算工事費その他の送配電等業務指針で定める事項(以下「広域系統整備の基本要件」という。)、及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者(以下「受益者」という。)について検討を行い、評議員会の審議を経て、理事会にて決定し、広域系統整備の基本要件を確定する。

3 (略)

第33条 本機関は、前条第2項で確定した基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案(以下「実施案」という。)並びにこれを実施する事業者を送配電等業務指針に定めるところにより、募集する。

2・3 (略)

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考) 発起人が策定した業務規程

- ⑤ 当該実施案の実施に係る受益者及び費用負担割合を以下のとおり定め、費用負担の割合の設定根拠を公表する。
- イ 費用負担については、受益者負担を原則とし、広域機関が個別の実施案毎に増強目的に応じて、一般負担分と特定負担分の別や一般負担の配分を決定する
  - ロ 地域間連系線等の増強効果と受益者(費用負担者)の基本的な考え方を例示する
  - ハ 費用負担者の特定負担及び一般負担分の費用負担割合の決定手続きを定める
  - ニ 費用負担割合の決定に不服が有る場合等の手続き(再検討の申請、提起者の提起の取り下げ等)について定める
- ⑥ 広域機関は、標準検討期間内に広域系統整備計画を取りまとめることができない場合は、新たな取りまとめの目途を定め、当該期間内に中間報告とともに公表する。
- (9)(1)から(8)までのほか、国における審議等を踏まえ、一般電気事業者及び卸電気事業者が流通設備を形成する上で指針とすべき事項

- 第34条 本機関は、広域系統整備委員会において、前条第3項で決定した実施案をもとに、第32条第2項の受益者に加え、他にも受益者が認められる場合は、当該受益者を含め、費用負担割合を検討し、評議員会の審議を経て、理事会にて決定する。
- 第35条 本機関は、第33条第3項の決定及び前条の費用負担割合を踏まえ、次の各号の事項を含む広域系統整備計画を取りまとめ、広域系統整備委員会において検討の上、理事会で決定し、公表する。
- 一 広域系統整備の実施方策(決定した実施案)
  - 二 事業実施主体となる者(決定した実施案を提出した者)
  - 三 受益者及び費用負担割合
- 2 (略)

## 論点1：送配電等業務指針に記載すべき事項

- (1) 流通設備形成
- (2) 系統アクセス
- (3) 計画業務
- (4) 運用業務
- (5) 情報公開等

論点2：送配電等業務指針の変更認可を要しない軽微な事項について

論点3：広域機関の財務及び会計に関する事項について

## 送配電等業務指針等に記載すべき事項

(1) 一般電気事業者が系統アクセスに係る業務を実施するに当たる標準的な業務フロー(事前相談、接続検討、契約申込その他の系統アクセスに係る手続(※)を含む。)、申請及び回答様式、標準処理期間並びに接続検討及び回答に係る業務改善の方法(→第4回WGにて議論。参考資料14頁参照。)

(※)

事前相談: 系統アクセスに係る任意の相談(あくまで任意であり、必要プロセスではない)

接続検討: 系統アクセスの可否に係る検討

契約申込: 系統アクセスの申込み

(2) 一般電気事業者は、系統アクセスに係る情報開示、事前相談、接続検討、契約申込等を受け付ける窓口を各社ホームページにおいて明示的に示さなければならない旨

(3) 一般電気事業者は、送電系統への発電設備等の連系を希望する者(以下「希望者」という。)より、系統情報の提示の要請があった場合には、速やかかつ誠実に応ずるとともに、少なくとも以下の対応を行わなければならない旨(→第4回WGにて議論。参考資料15～19頁参照。)

- ① 系統情報の公表の考え方(平成26年3月改定、資源エネルギー庁。以下「系統情報ガイドライン」という。)に基づき、系統情報の提示を行う。
- ② 系統図上において、希望者から求められた発電希望地点、当該希望地点の発電設備を連系する場合に接続先の候補となり得る送変電設備の位置、当該希望地点周辺における送変電設備の状況等が把握できるものを提示し、希望者の求めに応じ説明を行う。
- ③ 希望者が求める系統情報の要請に応じることができない場合は、希望者に対し、その理由及び閲覧可能な情報を提示する。

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考) 発起人が策定した業務規程

(4) 一般電気事業者は、あらかじめ、事前相談に係る標準処理期間を定めなければならない旨、及び、希望者より、事前相談の申込みを受け付けた場合には、

- ① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日として、希望者に対して、通知しなければならない旨
- ② 当該案件が、一定規模(国における審議等を踏まえた規模。以下、④⑤、(5)、(6)及び(7)において同じ。)以上の電源に係る案件である場合、受付後速やかに、事前相談を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を、広域機関に対して報告しなければならない旨
- ③ その回答に当たっては、系統情報ガイドラインに基づき、情報の提示を行わなければならない旨
- ④ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを希望者に通知するとともに、希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨、また、当該案件が一定規模以上の電源に係る案件である場合は、広域機関に報告するとともに、広域機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨
- ⑤ 当該案件が、一定規模以上の電源に係る案件である場合、希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、広域機関に対して報告しなければならない旨

(→第4回WGにて議論。参考資料20頁参照。)

- 第41条 本機関は、前条第3項により事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、関係する一般電気事業者たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。
- 2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、事前相談の検討を行い、検討終了次第速やかにかつ次条第3項に定める本機関から発電設備等系統連系希望者への回答期限の5営業日(第10条第3項に定める本機関の営業日とする。以下、この章において同じ。)前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に報告しなければならない。
  - 3 本機関は、一般電気事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電等業務指針等に照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。
    - 一 最大受電電力に対して容量面から評価した連系制限がある場合は、送変電設備の熱容量や予想潮流
    - 二 発電設備等系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由
    - 三 想定する連系点及び、発電設備等設置場所から同連系点までの直線距離
  - 4 一般電気事業者たる会員は、前項の業務の実施のために本機関から求められたときは、関連する情報を本機関に提出しなければならない。
  - 5 本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者から再検討結果の提出を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考) 発起人が策定した業務規程

- (5) 一般電気事業者は、あらかじめ、接続検討に係る標準処理期間を定めなければならない旨、及び、希望者より、接続検討の申込みを受け付けた場合には、
- ① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日とし、希望者に対して、通知しなければならない旨
  - ② 当該案件が、一定規模以上の電源に係る案件である場合、受付後速やかに、接続検討を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を、広域機関に対して報告しなければならない旨
  - ③ その回答に当たっては、系統情報ガイドラインに基づき、情報の提示を行わなければならない旨
  - ④ 希望者が希望した受電電力に対する連系ができなかった場合や、運用上の制約が生ずる場合にあつては、③の事項に加え、以下の事項について回答書において明示しなければならない旨
    - イ 地内基幹送電線の送変電設備が制約となる場合には、広域機関における設備形成プロセスの手法がある旨、及び、その方法
    - ロ 希望者の特定負担となる送変電設備が制約となる場合であつて、当該設備の増強が一定規模以上になることが見込まれる場合には、広域機関又は一般電気事業者が、近隣の電源接続案件の可能性を募り、複数の希望者による増強を実現する手法がある旨、及び、その方法
  - ⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを希望者に通知するとともに、希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨、また、当該案件が一定規模以上の電源に係る案件である場合は、広域機関に報告するとともに、広域機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨
  - ⑥ 当該案件が、一定規模以上の電源に係る案件である場合、希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、広域機関に対して報告しなければならない旨

(→第4回WGにて議論。参考資料20頁参照。)

- 第43条 本機関は、第40条第3項により接続検討の申込書類の提出を受け、かつ関係する一般電気事業者たる会員から必要な検討料が入金されている旨の通知を受けたときは、当該接続検討の申込みの受付を行い、当該一般電気事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う
- 2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、接続検討を行い、検討終了次第速やかにかつ次条第2項に定める本機関から発電設備等系統連系希望者への回答期限の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に報告しなければならない
  - 3 本機関は、一般電気事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電等業務指針等を照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。
    - 一～八 (略)
    - 4～6 (略)
- 第44条 本機関は、前条による検討結果の確認又は検証を完了したときは、発電設備等系統連系希望者に対し、次の各号の内容を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。
- 一～八 (略)
  - 2 本機関は、前項による回答を前条第1項の申込みの受付から原則として3か月以内に行うものとし、3か月を超えることが見込まれるときは、速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由等を説明をする。

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考)発起人が策定した業務規程

- (6)一般電気事業者は、あらかじめ、契約申込に係る標準処理期間を定めなければならない旨、及び、希望者より、契約申込を受け付けた場合には、
- ① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日とし、希望者に対して、通知しなければならない旨
  - ② 当該案件が、一定規模以上の電源に係る案件である場合、受付後速やかに、契約申込を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を、広域機関に対して報告しなければならない旨
  - ③ 接続検討結果に基づき、系統連系工事設計を行い、契約申込に対する回答を書面にて回答しなければならない旨
  - ④ 上記③の回答が、接続検討結果と異なる場合には、その旨及び異なることとなった理由を、希望者に対して、説明しなければならない旨
  - ⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを希望者に通知するとともに、希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨、また、当該案件が一定規模以上の電源に係る案件である場合は、広域機関に報告するとともに、広域機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨
  - ⑥ 当該案件が、一定規模以上の電源に係る案件である場合、希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、広域機関に対して報告しなければならない旨
- (→第4回WGにて議論。参考資料20頁参照。)

- 第45条 一般電気事業者たる会員は、本機関が前条第1項により発電設備等系統連系希望者に回答を行った案件について、発電設備等系統連系希望者から契約申込みを受けた場合、その申込みに対する検討結果が前条第1項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、発電設備等系統連系希望者への回答を行う前に、本機関に検討結果を提出しなければならない。
- 2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関に提出すべき内容が、工事費負担金の増加、工期の長期化、若しくは発電設備等系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものであるときは、前項にかかわらず、送配電等業務指針で定めるところにより、発電設備等系統連系希望者へ回答を行った後に変更の概要を本機関に提出することができる。
  - 3 本機関は、前2項に基づき一般電気事業者たる会員から提出を受けたときは、送配電等業務指針等に照らしてその内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。
  - 4 一般電気事業者たる会員は、前項の業務の実施のために本機関から求められたときは、関連する情報を本機関に提出しなければならない。
  - 5 本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときには、理由を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者から再検討結果の報告を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。
  - 6 本機関は、第3項又は前項の確認等の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を当該一般電気事業者たる会員に通知する。
  - 7 一般電気事業者たる会員は、前項の通知を受けたときは、速やかに発電設備等系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。但し、第2項により回答を行っている場合は、この限りでない。

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考)発起人が策定した業務規程

(7)一定規模以上の系統アクセスに係る事前相談又は接続検討を希望する者(ただし、一般電気事業者を除く。)は、一般電気事業者又は広域機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる旨、

一般電気事業者は、一定規模以上の系統アクセスに係る事前相談又は接続検討の申込みを希望する場合には、広域機関に対して申込みを行わなければならない旨、

(1)から(6)の内容は、広域機関が系統アクセスの受付を行う場合に準用し、申請・回答様式及び標準処理期間は、一般電気事業者が受付を行う場合と統一する旨

(→第4回WGにて議論。参考資料20・21頁参照。)

(8)一般電気事業者は、広域機関から事前相談又は接続検討の依頼を受けた場合であって、標準処理期間内に回答ができない場合には、広域機関に対し、その理由を、書面にて提出しなければならない旨

第41条 本機関は、前条第3項により事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、関係する一般電気事業者たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。

2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、事前相談の検討を行い、検討終了次第速やかにかつ次条第3項に定める本機関から発電設備等系統連系希望者への回答期限の5営業日(第10条第3項に定める本機関の営業日とする。以下、この章において同じ。)前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に報告しなければならない。

3~5 (略)

第43条 本機関は、第40条第3項により接続検討の申込書類の提出を受け、かつ関係する一般電気事業者たる会員から必要な検討料が入金されている旨の通知を受けたときは、当該接続検討の申込みの受付を行い、当該一般電気事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う

2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、接続検討を行い、検討終了次第速やかにかつ次条第2項に定める本機関から発電設備等系統連系希望者への回答期限の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に報告しなければならない

3~6 (略)

第100条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法28条の40第5号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。  
一~四 (略)

五 第6章の系統アクセス業務において、一般電気事業者たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき

六・七 (略)

2 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

## 送配電等業務指針等に記載すべき事項

## (参考)発起人が策定した業務規程

(9)一般電気事業者は、国における審議等を踏まえ、一定の電源に係る系統アクセス案件について、定期的に、少なくとも、事前相談、接続検討及び契約申込に係る電圧階級別の受付日及び回答日を広域機関に提出しなければならない旨(→第4回WGIにて議論。参考資料20頁参照。)

(10)広域機関は、広域機関が系統アクセスを受け付けた案件、上記(4)②⑤、(5)②⑥、及び(6)②⑥の案件、並びに(9)により提出を受けた情報を分析し、その分析結果を定期的に公表しなければならない旨

第40条 本機関は、発電設備等系統連系希望者から求められたときは、事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。

2 一般電気事業者たる会員は、自らが維持及び運用を行う発電設備等を設置した、又は設置しようとする特定発電設備等設置場所に関する事前相談又は接続検討のうち、発電設備等の新增設など送電系統への電力の流入が増加する案件については、前項にかかわらず、本機関に申し込むこととする。

3 (略)

第47条 一般電気事業者たる会員は、送配電等業務指針に定めるところにより、当該会員における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況を定期的に取りまとめ、公表する。

## 送配電等業務指針等に記載すべき事項

(11) 一般電気事業者は、接続検討の回答をしようとする場合であって、①希望者の特定負担となる送変電設備の増強が一定規模以上になることが見込まれ、かつ、②広域連系系統の増強が必要となり、近隣の電源接続案件の募集プロセスの対象となり得る場合には、速やかに、広域機関に報告しなければならない旨(→第7回WGにて議論。参考資料22~26頁参照。)

### 【業務規程に追記すべき事項(電源接続案件の募集プロセス)】

- 広域機関は、希望者の特定負担となる送変電設備の増強が一定規模以上になることが見込まれる場合又は一般電気事業者から電源接続案件の募集プロセスの対象となり得る案件の報告があった場合は、希望者に対して、①広域機関が近隣の電源接続案件を募り、複数の希望者による設備増強を行うことができる可能性、及び、②広域機関における設備形成プロセスを提起できる可能性があることを説明しなければならない旨
- 広域機関は、希望者から上記①の実施の希望があり、近隣の電源接続案件の募集プロセスの対象となり得る場合には、以下のとおり、近隣の電源接続案件の募集プロセスを行わなければならない旨、当該プロセスの実施に当たっては、情報管理を徹底しなければならない旨、並びにその標準処理期間
  - ・当該系統アクセスの希望があった地点の周辺地域における系統アクセス案件を、オークション方式その他の公平性・透明性が確保された方式により募集する
  - ・応募のあった系統アクセス希望案件を考慮に入れた送変電設備の設備増強計画について、一般電気事業者に検討を要請する
  - ・一般電気事業者からの回答を得次第、検証を行う
  - ・系統アクセス希望者に対し、上記(5)③に準ずる内容の回答を行う

(12) 一般電気事業者は、希望者が負担をすべき送変電設備の増強が一定規模以上の場合であって、広域連系系統の増強に及ばない場合、かつ、希望者から近隣の電源接続案件の募集プロセスの実施の希望があり、当該プロセスの対象となり得る場合には、広域機関による電源接続案件の募集プロセスと同様の手順により、募集を行わなければならない旨

(13) 一般電気事業者は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(平成25年5月31日資源エネルギー庁)その他のルール等を踏まえ、電力系統への接続を行う発電設備及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確化しなければならない旨

(14) (1)から(13)までのほか、国における審議等を踏まえ、一般電気事業者が系統アクセス業務を実施する上で指針とすべき事項

## 論点1：送配電等業務指針に記載すべき事項

- (1) 流通設備形成
- (2) 系統アクセス
- (3) 計画業務
- (4) 運用業務
- (5) 情報公開等

論点2：送配電等業務指針の変更認可を要しない軽微な事項について

論点3：広域機関の財務及び会計に関する事項について

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考)発起人が策定した業務規程

(1)需要想定に関する事項(→第7回WGにて議論。参考資料28頁参照。)

① 需要想定要領には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない旨

イ 需要想定に関する基本事項(想定期間、想定対象、想定需要区分等)

ロ エリア需要の想定方法

ハ 小売需要の想定方法

② 電気事業者(卸電気事業者を除く。)は、少なくとも次に掲げる考え方にに基づき、その供給計画における需要想定を適切に行わなければならない旨

イ 一般電気事業者は、広域機関から提供される情報を前提に、その供給区域の需要想定を行わなければならない旨、及び、過去に実施した自らの需要想定と過去の需要実績との差異を検証し、その結果を広域機関に提出するとともに、需要想定に反映しなければならない旨

ロ 電気事業者(卸電気事業者を除く。)は、広域機関から提供される情報、電源の調達計画、電気の販売計画等を踏まえ、その小売供給の相手方の需要想定を行わなければならない旨、及び、過去に実施した自らの需要想定と過去の需要実績との差異を検証し、当該検証結果をその需要想定に反映しなければならない旨

第18条 本機関は、卸電気事業者を除く会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、需要想定の手法等に関する具体的事項を定めた要領(以下「需要想定要領」という。)を策定し、会員に通知するとともに公表する。

第20条 本機関は、需要想定的前提となる人口、国内総生産(GDP)、鉱工業生産指数(IIP)等の経済指標について、当年度を含む11年後までの各年度分の見通しを策定し、毎年11月末までに、会員に通知するとともに公表する。

第21条 本機関は、全国の需要想定を策定するため、その基礎となる全国需要想定水準を策定する。

2 一般電気事業者たる会員は、次の各号に定める想定機関及び想定対象に従い、当該会員の供給区域の需要想定を毎年1月20日(略)までに、本機関に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 本機関は、前項により供給区域の需要想定を提出を受けたときは、これを取りまとめ、第1項により策定した全国需要想定水準と比較しつつ、当該会員から必要に応じて、その根拠や考え方を聴取し、提出された需要想定 of 妥当性を確認するとともに、送配電等業務指針及び需要想定要領等への適合性を確認した上で、不適切と認める時は、期限を示した上で、当該会員に需要想定の見直し及び見直し後の需要想定を提出を求め。

4 本機関は、供給区域の需要想定を合計からなる全国の需要想定を策定し、毎年1月末までに、全国及び供給区域ごとの需要想定を会員に通知するとともに公表する。

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考)発起人が策定した業務規程

(2)供給力の量に係る供給信頼度の確保に関する事項 (→第7回WGにて議論。参考資料29~31頁参照。)

- ① 会員は、広域機関より、供給力の量に係る供給信頼度の分析を行うために必要なデータの提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨

【業務規程に追加すべき事項】

- 広域機関は、地域間連系線の利用状況に応じた、各供給区域の適切な供給予備力の水準について検討を行い、第2弾電気事業法の施行までに、その考え方を明らかにしなければならない旨、毎年度、その評価・検証を行わなければならない旨、及び、その評価・検証結果に応じて、適切な供給予備力の水準について不断に見直さなければならない旨

※第2段階においては、広域機関が、供給計画の取りまとめ業務や、年次報告の中で行う供給信頼度評価業務等を通じて、電源入札の検討開始の必要性を判断することを踏まえ、しっかりと評価・分析を行うことが必要。

第101条 本機関は、会員から提供される各種情報を次の各号に掲げる観点で集約、蓄積するとともに、これに分析を加え、年1回、報告書として取りまとめ公表する。

- 一 電力需給(供給区域ごとの周波数変動、停電状況、リスク要因分析を含む。)、電力系統及び系統アクセス業務に関する前年度までの実績
- 二 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し(発電設備の系統連系制約の改善の見通しを含む。)及び課題

第102条 本機関は、前条の業務等に資するため、次の各号に掲げる事項に関する調査及び研究を行う。

- 一 電気事業の広域的運営に関する国内外の技術動向
- 二 海外の電気事業制度、事業者規制及び系統に関する諸制度
- 三 需要想定業務に必要な経済指標、その他電気事業の広域的運営に関する社会経済情勢
- 四 稀頻度な大規模電源停止事象に対する評価その他の電力需給のリスク分析
- 五 その他前条の報告書を作成するために必要な事項

2 (略)

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(3) 供給力の質に係る供給信頼度の確保に関する事項 (→ 第7回WGにて議論。参考資料29～31頁及び参考資料32頁参照。)

【周波数に係る事項】

- ① 周波数に係る供給力の質に係る供給信頼度は、広域機関が、各エリアの一般電気事業者から提供される周波数の情報を基礎に、エリア毎に評価・分析し、報告書として取りまとめなければならない旨
- ② 一般電気事業者は、広域機関より、電気事業法令に基づき記録しているデータその他の①の分析を行うために必要なデータの提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨

【電圧に係る事項】

- ① 電圧に係る供給力の質に係る供給信頼度は、広域機関が、各エリアの一般電気事業者から提供される電圧の情報を基礎に、エリア毎に評価・分析し、報告書として取りまとめなければならない旨
- ② 一般電気事業者は、広域機関より、電気事業法令に基づき記録しているデータその他の①の分析を行うために必要なデータの提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨

(参考) 発起人が策定した業務規程

第101条 本機関は、会員から提供される各種情報を次の各号に掲げる観点で集約、蓄積するとともに、これに分析を加え、年1回、報告書として取りまとめ公表する。

- 一 電力需給(供給区域ごとの周波数変動、停電状況、リスク要因分析を含む。)、電力系統及び系統アクセス業務に関する前年度までの実績
- 二 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し(発電設備の系統連系制約の改善の見通しを含む。)及び課題

第102条 本機関は、前条の業務等に資するため、次の各号に掲げる事項に関する調査及び研究を行う。

- 一 電気事業の広域的運営に関する国内外の技術動向
- 二 海外の電気事業制度、事業者規制及び系統に関する諸制度
- 三 需要想定業務に必要な経済指標、その他電気事業の広域的運営に関する社会経済情勢
- 四 稀頻度な大規模電源停止事象に対する評価その他の電力需給のリスク分析
- 五 その他前条の報告書を作成するために必要な事項

2 (略)

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考)発起人が策定した業務規程

(3)供給力の質に係る供給信頼度の確保に関する事項(→第7回WGにて議論。参考資料29～31頁及び参考資料33頁参照。)

【停電に係る事項】

- ① 停電に係る供給力の質に係る供給信頼度は、広域機関が、各エリアの一般電気事業者から提供される停電の情報を基礎に、エリア毎に評価・分析し、報告書として取りまとめなければならない旨
- ② 一般電気事業者は、広域機関より、電気事業法令に基づき国に提出しているデータその他の①の分析を行うために必要なデータの提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨

(4)適切な設備形成の実現に関する事項(→第1回WGにて議論。参考資料34頁参照。)

- ① 広域機関は、一般電気事業者以外の電気事業者から提出される発電所の建設計画に係る情報のうち、一般電気事業者による適切な設備形成計画の立案のために必要な情報を、一般電気事業者に対して共有しなければならない旨
- ② 広域機関は、流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設計画の立案に資する情報を、電気事業者に対して共有しなければならない旨

(5)(1)から(4)までのほか、国における審議等を踏まえ、電気事業者が、計画業務を実施する上で指針とすべき事項

第101条 本機関は、会員から提供される各種情報を次の各号に掲げる観点で集約、蓄積するとともに、これに分析を加え、年1回、報告書として取りまとめ公表する。

- 一 電力需給(供給区域ごとの周波数変動、停電状況、リスク要因分析を含む。)、電力系統及び系統アクセス業務に関する前年度までの実績
- 二 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し(発電設備の系統連系制約の改善の見通しを含む。)及び課題

第25条 会員は、法第29条第1項に基づき経済産業大臣に届け出なければならない供給計画を、毎年3月25日までに、経済産業省令で定めるところにより、本機関に提出しなければならない。

第51条 (略)

2 一般電気事業者たる会員は、法第28条の43に基づき、その中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、発電設備、広域連系系統その他の情報を本機関に常時提供しなければならない。

3～5 (略)

## 論点1：送配電等業務指針に記載すべき事項

- (1) 流通設備形成
- (2) 系統アクセス
- (3) 計画業務
- (4) 運用業務
- (5) 情報公開等

論点2：送配電等業務指針の変更認可を要しない軽微な事項について

論点3：広域機関の財務及び会計に関する事項について

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考) 発起人が策定した業務規程

(1) 需給計画に関する事項 (→ 第1回WGにて議論。参考資料36・37頁参照。)

① 電気事業者は、広域機関に提出する需給計画において、合理的な予測に基づく需要想定及びこれに不応する供給能力の確保の見込みを記載しなければならない旨、及び、気温の変化等による需要の変動等に対応して、供給能力を確保しなければならない旨

(※) 広域機関システムが本格稼働する第2段階以降は、提出先は、広域機関となる予定。第1段階では、一般電気事業者経由での提出となる。

(2) 一般電気事業者による調整力(一般電気事業者の系統運用部門が、上述の供給信頼度を確保する観点から、その供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務を行うために必要とする電源等をいう。以下同じ。)の確保に関する事項 (→ 第8回WGにて議論。参考資料38・39頁参照。)

① 一般電気事業者は、毎年度、翌年度における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務を行うために必要とする調整力の量、スペック、これらを必要とする理由及びその確保に関する計画を、広域機関に提出しなければならない旨

② 一般電気事業者は、毎年度、前年度における①の計画に対する調整力の活用実績を、広域機関に提出しなければならない旨

③ 第2弾電気事業法の施行後、一般送配電事業者は、必要となる調整力の公募調達を行うことを踏まえ、一般電気事業者は、公募のために必要となる準備を行わなければならない旨

【業務規程に追記すべき事項】

○ 広域機関は、各供給区域の適切な調整力の水準について検討を行い、第2弾電気事業法の施行までに、その考え方を明らかにしなければならない旨、毎年度、その評価・検証を行わなければならない旨、及び、その評価・検証結果に応じて、適切な調整力の水準について不断に見直さなければならない旨

第50条 本機関は、法第28条の40第1号に基づき、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況(以下「需給状況」という。)を監視する。

2～4 (略)

第51条 本機関が前条の監視を実施するため、会員は、次の各号に定める計画を本機関に提出しなければならない。但し、第2号の計画の提出は一般電気事業者たる会員に限る。

- 一 会員ごとの需給に関する計画
- 二 供給区域ごとの需給に関する計画

2 一般電気事業者たる会員は、法第28条の43に基づき、その中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、発電設備、広域連系系統その他の情報を本機関に常時提供しなければならない。

3～5 (略)

第101条 本機関は、会員から提出される各種情報を次の各号に掲げる観点で集約、蓄積するとともに、これに分析を加え、年1回、報告書として取りまとめ公表する。

- 一 電力需給(供給区域ごとの周波数変動、停電状況、リスク要因分析を含む。)、電力系統及び系統アクセス業務に関する前年度までの実績
- 二 (略)

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(3) 作業停止計画(流通設備又は発電設備について、これらの点検や修繕等の作業を実施するための当該流通設備又は発電設備の停止に関する計画をいう。以下同じ。)の調整に関する事項(→第1回WGにて議論。参考資料40及び参考資料41頁参照。)

- ① 透明性及び公平性確保の観点から、一般電気事業者が、作業停止計画を策定するに当たって遵守すべき、以下の事項を含む調整の手順
  - イ 電気事業者は、その維持・運用する設備の作業停止計画を、一般電気事業者に対して、提出しなければならない旨(※)
  - ロ 一般電気事業者及び広域機関は、連系線の利用計画がある者、発電計画等に影響が出る者その他の関係電気供給事業者の意見を聴いた上で調整を進めなければならない旨
- ② 一般電気事業者は、広域機関により広域連系系統に係る作業停止計画が取りまとめられたときは、連系線の利用計画がある者、発電計画等に影響が出る者その他の関係電気供給事業者に対して、適切に情報開示を行わなければならない旨(※)
- ③ 一般電気事業者及び電気供給事業者は、作業事故や供給支障を生じさせることのないよう、当該一般電気事業者及び電気供給事業者の設備を停止する際の作業停止手順を予め定めなければならない旨、及び、電気供給事業者は、作業停止計画及び作業停止手順に基づき、関係事業者間で協調して作業を行わなければならない旨

(※) 広域機関システムが本格稼働する第2段階以降は、提出先は、広域機関となる予定。また、広域機関が広域連系系統に係る作業停止計画の公表を行う予定。

(参考) 発起人が策定した業務規程

第83条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、別表10-1に示す種別で、点検や修繕等の作業を実施するための流通設備又は発電設備(以下「電力設備」という。)の停止に関する計画(以下「作業停止計画」という。)の調整を行い、広域連系系統の作業停止計画の取りまとめを行う。(略)

別表10-1 作業停止計画の種別

種別		内容
計画 作業 停止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、事業者から提出された作業停止の申請をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分(翌年度・翌々年度)の作業停止計画
	月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分(翌月・翌々月)の作業停止計画
年間計画の 変更・追加		年間計画決定以降、需給状況及び系統状況の変化等により、やむを得ない3か月先以降の年間計画の変更及び追加の作業停止
月間計画の 変更・計画外 作業停止		月間計画決定以降、需給状況及び系統状況の変化、並びに突発的な作業異常等により、やむを得ない月間計画の変更及び計画外の作業停止

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考)発起人が策定した業務規程

(4) 地域間連系線の運用に関する事項 (→ 第4・9回WGにて議論。参考資料42・43頁参照。)

【運用容量の算定に係る事項】

① 運用容量は、地域間連系線等に通常想定し得る設備故障が発生した場合においても、系統の安定運用が可能とするために必要な容量を定める旨

(参考)総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(平成16年5月)

連系線等(定義については、本ルールの対象を論ずる部分で後述。)の空容量算定に当たっては、通常想定し得る設備故障が発生した場合においても、系統の安定運用が可能となるよう算定されていくことが必要である。このため、連系線等の熱容量、電源分布等にも依存する系統の安定度、電圧安定性、周波数維持に関する限度の値を算定した上で、当該連系線等の運用容量が定められることが必要である。

② 運用容量は、原則として、30分毎の断面で定める旨

③ 運用容量は、自然変動電源の接続等により下げしろ不足が見込まれる期間、その空容量の状況に応じて、例えば、安定度制約が生じない連系線において、期間を限定して短時間に限定した熱容量を運用容量として設定するなどにより、連系線利用を拡大させる旨

第62条 本機関は、会員(略)との間で検討の場(以下、本条において、「検討会」という。)を設け、毎年5月末までに、翌年度以降の当該連系線の運用容量の算出断面(運用容量を算出するために年間を区分した一連の期間をいう。以下同じ。)、需要その他の検討条件、検討スケジュール等(以下、本条において、「前提条件等」という。)について検討を行い、前提条件等を定める。この際、本機関は、連系線の利用状況又は連系線を利用する者からの要望等を踏まえ、当該連系線の運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより混雑(連系線の空容量が負となる状況をいう。以下同じ。)の発生を抑制することが可能であると認めるときは、その細分化を行う。

2 本機関は、前項の前提条件等を踏まえ、検討会において、送配電等業務指針に定めるところにより、翌年度以降の連系線の運用容量を算出し、その妥当性について検討を行う。

3 会員は、前2項の検討に必要なデータを本機関に提出しなければならない。

4 本機関は、第1項及び第2項の検討会の検討経過及び結果を公表する。

5 本機関は、第2項の検討の結果、運用容量の値が妥当と認めるときは、その値を運用容量と定め、(略)公表する。

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考)発起人が策定した業務規程

(4) 地域間連系線の運用に係る事項 (→ 第4・9回WGにて議論。参考資料44・45頁参照。)

【マージンの算定に係る事項】

① マージンは、各エリアにおける供給予備力の代替的な位置付けとして、一般電気事業者の系統部門が運用容量の中に確保しておく容量であることを前提に、その必要量を、原則、次のとおり算定し、その算定過程及び結果を公表する旨

イ 各エリアにおいて持続的需要変動及び偶発的需給変動に対応するために必要な電源の容量を明らかにする(当面は、昭和62年中央電力協議会試算値を活用するが、広域機関設立後に直ちに再検討に着手し、結論を得る。)

ロ イで得られたエリアごとに必要なマージンを、連系線に割り付ける。

(参考)総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(平成16年5月)

系統の異常時対応として会社間の連系設備を通じて他の系統運用者からの応援融通を受電できるよう確保しておくべき量(供給予備力の設定の考え方にも対応し、景気変動要因、偶発的需給変動要因(例えば、出水変動、想定外的需求変動、電源の計画外停止)等により変化する量)をマージンとして差し引いた上で空容量として算定する。

(参考) 連系線等空容量=運用容量-マージン-計画潮流

② マージンは、実需給に近づくにつれて需給の予測精度が高まることを踏まえ、確保量を減少しなければならない旨、及び、当該減少スケジュール

③ 実需給断面におけるマージンは、各エリアにおける供給予備力が必要量確保されている場合には0となる旨、及び、地域間連系線が、周波数の大幅低下時における緊急融通機能(EPPS)を有している場合等により、0とならない場合には、予め、その理由が明らかにされなければならない旨

④ 需要側のエリアに出力指令が可能な予備電源がある場合には、系統利用者が、緊急時には抑制又は送電制限等の指令を受け入れることを前提に、一部のマージンの利用を認めることとする旨

第64条 本機関は、会員(略)との間で検討の場(以下、本条において、「検討会」という。)を設け、毎年3月10日までに、翌年度以降のマージン(電力系統の異常時又は需給ひっ迫時等の対応として、連系線を介して他の供給区域と電気を受給するため、又は電力系統を安定に保つために、各連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。以下同じ。)の値を算出し、その妥当性について検討を行う。

2 会員は、前項の検討に必要なデータを本機関に提出しなければならない。

3 本機関は、第1項の検討会の検討経過及び結果を公表する。

4 本機関は、第1項の検討の結果、マージンの値が妥当と認めるときは、その値をマージンと定め、第92条に基づき、(略)公表する。

5 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、実需給断面に向け、マージンの値を減少する。

6 (略)

7 本機関は、平常時におけるマージンの利用の在り方について、マージンと予備力との間に補完関係があることを前提に、電気事業法の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行に向け、検討を進める。

## 送配電等業務指針等に記載すべき事項

(4) 地域間連系線の運用に関する事項 (→ 第9回WGにて議論。参考資料46頁参照。)

## 【系統利用者による地域間連系線の確保に係る事項】

- ① 広域機関は、系統利用者からの地域間連系線の利用申込みを受け付け、連系線の利用登録を行う旨(※)
- ② 地域間連系線の利用申込みは、電気の卸売又は小売を行う者のいずれも可能とする旨
- ③ 地域間連系線の利用者による空押さえを禁止する旨、及び、空押さえの事実が判明した場合には、広域機関による指導・勧告等の措置が講じられる旨
- ④ 連系線の利用登録や空押さえの禁止等のルールに関する考え方
- ⑤ 長期固定電源への投資を確保する等の観点から、連系線の長期的な容量確保を可能とするための仕組み
- ⑥ 地域間連系線に混雑が発生した場合の処理のための仕組み

(※) 広域機関システムが本格稼働する第2段階以降は、連系線利用希望者による利用申込先は、広域機関となる予定。また、発電側、小売側、送電側に起因して連系線に混雑が発生した場合の処理に関し、実需給に近い断面では、その原因となった者が負担を負う仕組みに対応したシステムとなる予定。第1段階においては、現行のESCJシステムを活用してできる範囲の業務を実施。

## 送配電等業務指針に記載すべき事項

(5) 優先給電ルールに関する事項(注) (→第9・11回WGにて議論。参考資料47・48頁参照。)

① 長期固定電源の出力抑制の回避措置に係る順序については以下を基本とし、長期固定電源※1の出力抑制は全発電機の最後に位置付ける旨

a-1. 一般電気事業者が調達した発電機(自然変動電源、バイオマス専焼発電、地域資源バイオマス発電※2を除く)の出力抑制および一般電気事業者が調達した揚水式発電所の揚水運転

a-2. 一般電気事業者が調達したバイオマス専焼発電(地域資源バイオマス発電を除く)の出力抑制

a-3. 一般電気事業者が調達した地域資源バイオマス発電の出力抑制※3

b. 取引所取引の活用

c. 一般電気事業者が調達した自然変動電源の出力抑制

d. 広域機関の指示に基づく広域運用(全国融通)

e. 特定規模電気事業、特定電気事業または自己託送の用に供する発電者の発電機の出力抑制

※1 長期固定電源:原子力、水力(揚水式を除く)、地熱発電所

※2 地域に賦存する資源(未利用間伐材などのバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備。

※3 燃料貯蔵の困難性、技術的制約等により出力制御が困難な場合に限り、緊急時を除き出力抑制の対象外とする。

(注) 優先給電指令の在り方については、第2弾電気事業法施行に伴い、抜本的な見直しを行う。

② 一般電気事業者は、想定を超える発電量の発生により下げしろ不足が発生し、電気の需給を改善する必要が認められる場合(緊急時)には、取引所の市場閉鎖前であっても、広域機関に対して、広域運用の指示の要請を行うことができる旨(ただし、広域機関による指示の発動は、上記①の順位による。)

③ 一般電気事業者は、優先給電指令を受けた者に対して、運用状況と実施した指令内容について説明責任を負う旨、及び、事後検証用のデータを広域機関に提出しなければならない旨、並びに、広域機関は、その運用が、法令及び本指針に照らして適切に行われていることのチェック、検証及び公表を行わなければならない旨

(6) 緊急時の対応に関する事項

① 電気事業者は、災害等の緊急時には、広域機関と連携し、災害等への対応を行わなければならない旨

② 電気事業者は、平時より、業務規程に定める情報の提出、広域機関による訓練への参加その他の広域機関からの要請に応じて適切に対応しなければならない旨

(7) (1)から(6)までのほか、国における審議等を踏まえ、電気事業者が、運用業務を実施する上で指針とすべき事項

## 論点1：送配電等業務指針に記載すべき事項

- (1) 流通設備形成
- (2) 系統アクセス
- (3) 計画業務
- (4) 運用業務
- (5) 情報公開等

論点2：送配電等業務指針の変更認可を要しない軽微な事項について

論点3：広域機関の財務及び会計に関する事項について

送配電等業務指針等に記載すべき事項

(参考)発起人が策定した業務規程

- (1)一般電気事業者は、国の策定する系統情報の公表に関する考え方の内容を踏まえ、系統情報の公表を行わなければならない旨(→第4回WGIにて議論。参考資料15～19頁参照。)
- (2)一般電気事業者は、広域機関が、国の策定する系統情報の公表に関する考え方の内容を踏まえて系統情報の公表を行うために必要となる情報を、遅滞なく広域機関に提出しなければならない旨

- 第92条 本機関は、法第28条の40第7号及び国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、広域連系系統の利用に資する情報をウェブサイトにおいて公表する。
- 2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表11-1に定めるところによる。
  - 3 会員は、第1項の公表業務に必要な情報を本機関に提供しなければならない。
  - 4 本機関は、国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、広域連系系統の情報及び供給区域の需給情報等を公表するシステムの構築を進める。

別表11-1  
(略)

## 論点1：送配電等業務指針に記載すべき事項

- (1) 流通設備形成
- (2) 系統アクセス
- (3) 計画業務
- (4) 運用業務
- (5) 情報公開等

## 論点2：送配電等業務指針の変更認可を要しない軽微な事項について

## 論点3：広域機関の財務及び会計に関する事項について

○送配電等業務指針の内容は、電気事業者に大きな影響を与えるものであるため、

- ・法令の制定若しくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更
- ・電力システムを利用する者の利便を図るために行う報告又は資料の提出に係る期日の変更

等、送配電等業務指針の内容の実質的な変更を伴わない事項を除き、認可の対象とすることが適当ではないか。

(送配電等業務指針の認可)

第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更(経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)についても、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 内容が法令に違反しないこと。
- 二 策定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。
- 三 不当に差別的でないこと。

3 経済産業大臣は、送配電等業務指針が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、広域機関に対してその送配電等業務指針を変更すべきことを命じなければならない。

4 広域機関は、第一項の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をしたときは、遅滞なく、その変更した送配電等業務指針を経済産業大臣に届け出なければならない。

統計法施行規則

(総務大臣の承認を要しない一般統計調査の軽微な変更)

第七条 法第二十一条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法令の制定若しくは改廃又は統計基準の変更に伴い当然必要とされる形式的な変更
- 二～四 (略)
- 五 統計を利用しようとする者の利便を図るために行う、集計事項又は調査結果の公表の方法若しくは期日の変更
- 六 (略)

## 論点1：送配電等業務指針に記載すべき事項

- (1) 流通設備形成
- (2) 系統アクセス
- (3) 計画業務
- (4) 運用業務
- (5) 情報公開等

## 論点2：送配電等業務指針の変更認可を要しない軽微な事項について

## 論点3：広域機関の財務及び会計に関する事項について

- 広域機関の財務及び会計に関し必要な事項は、経済産業省令で定めることとされている。
- 他の認可法人の例に倣い、財務及び会計整理を求めていくこととしてはどうか(※)。

(※)電気事業法に基づき、広域機関の予算等は、国の認可が必要。(→第6回WGIにて議論。参考資料50頁参照。)

- ◆貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び純資産を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算することとする。
- ◆広域機関は、その経理を明らかにするために必要に応じ経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理することとする。
- ◆広域機関の予算は、予算総則及び収入支出予算とすることとする。
  - ・予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定、債務負担行為に係る債務の限度額等に関する規定等を設ける。
  - ・収入支出予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分する。
- ◆広域機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができることとする。
- ◆広域機関は、毎事業年度、剰余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さねばならないこととする。
- ◆事業計画には、法第28条の40第1号から第9号に関する事項を記載することとする。
- ◆広域機関は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めなければならないこととする。